

【 保存版 】

平成 30 年 4 月 11 日

保護者 様

京都府立豊学校
校長 酒井 弘

警報及び特別警報発表による臨時休校について（お知らせ）

春陽の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

平素は、京都府立豊学校舞鶴分校教育推進のため御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、幼児児童の安全を考慮して、下記のような場合は休校措置及び緊急な対応を行います。

つきましては、御家庭におかれましても、十分に御理解の上で対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 次の警報又は特別警報が発表された場合は、臨時休校とします。なお、**警報又は特別警報が発表され、休校措置をとる場合は担任等より連絡します。**

【警報】

◎大雨警報 ◎洪水警報 ◎暴風警報 ◎大雪警報 ◎暴風雪警報 ◎津波警報

【特別警報】

◎大雨特別警報 ◎暴風特別警報 ◎大雪特別警報 ◎暴風雪特別警報 ◎津波特別警報

- (1) 舞鶴地域に午前6時半時点で警報又は特別警報が発表されている場合は、臨時休校とします。
 - (2) 舞鶴地域には警報又は特別警報が発表されていなくても、それぞれの居住地域に発表されている場合は、その地域のみ部分休校とします。
ただし、気象状況・道路事情等により通学が困難と判断する場合は、警報が出されていない地域でも休校にすることがあります。
 - (3) 午前6時半以降、始業時(午前8時50分)までに発表された場合もこれに準じます。
 - (4) 始業時以後に警報又は特別警報が発表された場合は、学校で状況判断の上、幼児児童の安全確保を最優先に対処を決定します。その場合、保護者の皆様に迎えをお願いすることもありますので御協力をお願いします。
- 2 学校所在地に避難勧告や避難指示が発表された場合は、臨時休校とします。この場合も担任等より連絡します。
 - 3 午前6時半以降に警報や特別警報、避難勧告等が解除された後も、原則として引き続き臨時休校とします。
 - 4 寄宿舎生については、保護者の方と連絡をとった上で対応を決定します。
 - 5 警報が発表されていない場合でも、気象状況や交通事情等により登下校が危険又は困難と判断した場合には、幼児・児童の安全確保のため、保護者の皆様に御協力をお願いすることがあります。